安城市環境保全指導要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、安城市内で企業が工場その他の製造又は開発の用に供する施設（以下「工場等」という。）を新築、増築、改築又は移転（以下「建築」という。）する場合において、当該工場等における事業活動に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭その他の公害の発生を防止するために市長が遵守するように指導する基準として安城市環境保全指導基準（以下「指導基準」という。）を定め、併せて指導基準が遵守されるために必要な措置を講ずることにより、もって市民の健康及び生活環境を保全することを目的とする。

　（指導基準）

第２条　市長は、安城市における公害の発生を防止するため、企業が遵守すべき指導基準を別に定める。

　（環境保全協定）

第３条　市長は、指導基準を遵守させるため、企業が安城市内において工場等を建築しようとするときは、企業に対し指導基準（対策項目の全てでない場合を含む。）に適合する環境保全の計画書を作成すること及び当該計画書の内容を踏まえた環境保全協定（以下「協定」という。）を市と締結することを勧奨するものとする。

２　前項の協定には、次条に規定する報告の求め、報告の指示及び立入調査の受入に応ずる旨を規定するものとする。

３　第１項による協定の締結後、当該協定の変更を必要とする事情が生じた場合は、市と協議の上変更するものとし、前項の規定は、当該変更について準用する。

　（報告及び立入調査）

第４条　市長は、指導基準が遵守されているかを確認するため、企業に対して必要に応じて報告を求めるとともに、公害が発生し、又は発生したと思慮するときは、速やかにその内容を報告するよう企業に指示し、立入調査を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項（前条第３項により準用する場合を含む。）の応ずる旨の規定を有する協定がない場合にあっては、あらかじめ相手方の同意を得て行うものとする。

　（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するため必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年２月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行前に締結されている公害防止協定については、なお従前の例による。

３　前項に規定によりなお従前の例によるとされた公害防止協定について市長は、この要綱に基づく指導基準に適合するものに変更することを勧奨するものとする。